

●香川県告示第107号

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成30年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

香川県会計事務処理要綱の一部を改正する要綱

香川県会計事務処理要綱（昭和60年香川県告示第328号の4）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(調定時期の特例) 第3条 略</p>	<p>(調定時期の特例) 第3条 略</p> <p><u>(使用料等の納付をする場合で前納する必要のないもの)</u></p> <p>第4条 規則第25条第1項に規定する特に定める場合は、次に掲げるものを納付する場合とする。</p> <p>(1) <u>国、地方公共団体その他の公共団体、地方公共団体が開設する市場又は出荷組合に売り渡した売払代金</u></p> <p>(2) <u>家畜人工授精用精液の売払代金</u></p> <p>(3) <u>国又は地方公共団体が納付する高等技術学校の使用料のうち前納が困難であるもの及び高等技術学校の使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料、高等技術学校における実技訓練により生じる生產品の売払代金その他前納が困難であるもの</u></p> <p>(4) <u>小豆総合事務所、保健福祉事務所及び保健所における診療又は団体申込みに係る試験検査等の手数料</u></p> <p>(5) <u>農業又は水産に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業大学校における実習により生じる生產品、収穫物又は動物の売払代金</u></p> <p>(6) <u>森林センターにおいて育成する緑化用樹苗及び同所における試験研究により生じる林産物の売払代金並びに東部林業事務所において育成する緑化用樹苗の売払代金</u></p> <p>(7) <u>青年センターにおける施設の使用料</u></p> <p>(8) <u>屋島少年自然の家又は五色台少年自然センターにおける施設の使用料</u></p> <p>(9) <u>家畜保健衛生所の家畜診療手数料</u></p> <p>(10) <u>水産試験場において生産する水産動植物種苗の売払代金並びに水産課及び水産試験場における試験研究により生じる水産物又は水産加工品</u></p>

の売払代金

- (11) 緊急医薬品の売払代金
- (12) 国又は地方公共団体が納付する県民ホールの使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県県民ホール規則（平成19年香川県規則第28号）別表第1の備考7又は別表第2に規定する使用料並びに県民ホールで県が主催する催物の前売入場券の売払いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその売払代金
- (13) 農業試験場における試験研究により生じる農産物の売払代金
- (14) 畜産試験場における試験研究により生じる畜産物の売払代金
- (15) 国又は地方公共団体が納付する番町地下駐車場又は玉藻町駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）のうち前納が困難であるもの
- (16) 県営住宅の駐車場使用料
- (17) 国又は地方公共団体が納付する産業交流センターの使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県産業交流センター規則（平成6年香川県規則第6号）別表第2号から第5号までに規定する使用料
- (18) 国又は地方公共団体が納付する文書館の使用料のうち前納が困難であるもの並びに香川県立文書館規則（平成6年香川県規則第10号）別表に規定する附属設備及び器具の使用料
- (19) 国又は地方公共団体が納付する香川国際交流会館の使用料のうち前納が困難であるもの並びに香川国際交流会館規則（平成7年香川県規則第26号）別表第1第3号又は第4号に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料及び同表第5号又は第6号に規定する使用料
- (20) 国又は地方公共団体が納付するさぬきこどもの国の使用料のうち前納が困難であるもの並びにさぬきこどもの国規則（平成7年香川県規則第40号）別表第1第3号に規定する附属設備及び器具（サイクリング自転車、マウンテンバイク及び変わり種自転車を除く。）の使用料
- (21) 国又は地方公共団体が納付するマリンドームの使用料のうち前納が困難であるもの
- (22) 地方公共団体が納付する環境保健研究センターにおける試験検査等の手数料
- (23) 国又は地方公共団体が納付する社会福祉総合センターの使用料のうち前納が困難であるもの並びに香川県社会福祉総合センター規則（平成9年香川県規則第23号）別表第2号又は第3号に規定する使用料のうち

あらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料及び同表第4号又は第5号に規定する使用料

- (24) 東山魁夷せとうち美術館における観光券による利用に係る観覧料
- (25) 新規産業創出支援センター（以下この号において「センター」という。）の使用料及び手数料のうち次に掲げるもの
  - ア 国又は地方公共団体が納付するセンターの使用料のうち前納が困難であるもの
  - イ 香川県新規産業創出支援センター規則（平成11年香川県規則第43号。以下この号において「規則」という。）別表第1に規定する使用料及び規則別表第2に規定する手数料
  - ウ 規則別表第3に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料その他前納が困難であるもの
  - エ センターの手数料のうち試験成績書正本又は試験成績書謄本の手数料
- (26) 県立ミュージアムの使用料のうち次に掲げるもの
  - ア 国又は地方公共団体が納付する使用料のうち前納が困難であるもの
  - イ 香川県立ミュージアム使用料規則（平成25年香川県規則第16号）別表第1に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料及び同表第1号又は第3号に規定する電気特別使用料
  - ウ 観光券による利用に係る観覧料
  - エ 県が主催する展覧会の前売入場券の取扱いを画廊等に委託した場合に画廊等が保管するその展覧会の観覧料
- (27) 川部みどり園の使用料
- (28) 障害者支援施設たまも園の使用料
- (29) かがわ総合リハビリテーションセンター（身体障害者福祉センターを除く。）の使用料
- (30) ふじみ園の使用料
- (31) 国又は地方公共団体が納付する香川県庁地下駐車場の使用料（回数券により利用する場合の使用料に限る。）のうち前納が困難であるもの
- (32) 国又は地方公共団体が納付するサンポート高松交流拠点施設のうち、国際会議場、展示場、多目的広場、大型テント広場、アート広場及び駐車場（回数券により利用する場合に限る。）の使用料のうち前納が困難であるもの及び香川県サンポート高松交流拠点施設規則（平成15年香川県規則第34号）別表第1第2号から第4号までに規定する使用料

- (33) 中間処理施設における溶融処理により生じる生製品の売払代金
- (34) かがわ電子自治体システムの施設利用申込サービスを使用して施設の利用の申込みをした当該施設の利用者が口座振替の方法により納付するその施設の使用料
- (35) 国又は地方公共団体が納付する香川県計量検定所における検定等の手数料のうち前納が困難であるもの
- (36) 構造計算適合性判定手数料のうち前納が困難であるもの
- (37) 精神保健福祉センターの診療
- (38) 科学技術研究センターの使用料のうち香川県科学技術研究センター規則（平成12年香川県規則第146号）別表に規定する機器使用料
- (39) 産業技術センター発酵食品研究所（以下この号において「研究所」という。）の発酵菌の売払代金、研究所の使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料及び研究所の手数料のうちあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料
- (40) 産業技術センターの使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の機器使用料並びに産業技術センターの手数料のうちあらかじめ依頼を受けた件数を超えて行う場合の硬さ分布試験、塩水噴霧試験、塩水噴霧サイクル試験及び耐候性試験、あらかじめ依頼を受けた測定数を超えて行う場合の耐寒試験及び凍結融解試験並びにあらかじめ依頼を受けた時間を超えて行う場合の機器操作指導の手数料
- (41) 県営林における伐採により生じる林産物の売払代金
- (42) 栗林公園観光事務所における栗林公園の管理により生じる農産物の売払代金
- (43) 県が設置するモデル果樹園における実証栽培により生じる農産物の売払代金
- (44) 不用品の売払代金のうち前納が困難であるもの
- (45) 栗林公園の使用料のうち次に掲げるもの
  - ア 国又は地方公共団体が納付する使用料のうち前納が困難であるもの
  - イ 香川県都市公園規則（昭和39年香川県規則第46号）別表第3第1号又は第2号に規定する使用料のうちあらかじめ許可を受けた時間を超えて利用する場合の使用料及び同表第3号に規定する使用料
  - ウ 観光券による利用に係る入園料
  - エ 映画会、競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために利用する場合の入園料のうち前納が困難であるもの

(別に定める場合の納入通知書)

第4条 略

第5条・第6条 略

(領収書の交付を省略できる収入)

第7条 略

(返納通知書の送付の特例)

第8条 略

第9条～第18条 略

(別に定める場合の納入通知書)

第5条 略

第6条・第7条 略

(領収書の交付を省略できる収入)

第8条 略

(出納員等の釣銭及び両替金)

第9条 規則第40条第1項第5号の会計管理者が指定する歳入は、次のとおりとする。

- (1) 県立ミュージアム及び東山魁夷せとうち美術館のミュージアムショップでの物品等の販売代金
- (2) 放置違反金及び放置違反金に係る延滞金
- (3) 農業又は水産に関する学科を置く高等学校、飯山高等学校及び農業大学校における実習により生じる生産品、収穫物又は動物の売払いで引渡しと同時に収納する代金
- (4) 農業試験場又は畜産試験場における試験研究により生じる農産物又は畜産物の売払いで引渡しと同時に収納する代金

(返納通知書の送付の特例)

第10条 略

第11条～第20条 略

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。